

研修名	電気取扱業務に係る特別教育(低圧電気)	コマ別詳細内容	時間	講師
研修概要	労働安全衛生法等では、従業員を「配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務」に従事させる場合、事業者は特別教育を行う、ことが定められている。 厚労省告示の「低圧の充電電路の敷設等の業務に係る特別教育」を行う。			
学習目標	「低圧の充電電路の敷設等の業務に係る特別教育」を修了し、電気取扱者の資格を習得する。	テキスト： 低圧電気取扱安全必携(特別教育用テキスト) ／中央労働災害防止協会		
受講対象者	地域製造業の従業員			
受講者数	定員10名前後			
研修の特徴ポイント	厚労省告示による学科7時間、実技1時間以上の教育を行う。 修了者には、特別教育修了証を発行する。	講師：合田電気管理事務所 合田 光丸(みつまる) 新居浜ものづくり人材育成協会 高橋 宏幸		
月日				
10月26日				
9:00～10:00	1. 低圧の電気に関する基礎知識	低圧の電気の危険性、短絡、漏電、接地、電気絶縁	学科 1Hr	
9:00～12:00	2. 低圧の電気設備に関する基礎知識	配電設備、変電設備、配線、電気使用設備、保守及び点検	学科 2Hrs	
13:00～14:00	3. 低圧用の安全作業用具に関する基礎知識	絶縁用保護具、絶縁用防具、活線作業用器具、検電器、その他安全作業用具、管理	学科 1Hr	
14:00～16:00	4. 低圧の活線作業及び活線近接作業の方法	充電電路の保護、作業者の絶縁保護、停電電路に対する措置、作業管理、救急処置、災害防止	学科 2Hrs	
16:00～17:00	5. 関係法令	法(労働安全衛生法)、令(労働安全衛生法施行令)及び安衛則中の関係条項	学科 1Hr	
17:00～18:00	6. 実技教育	開閉器の操作の業務のみを行う者については、以下を行う。 1) 低圧充電電路の停電・復電の確認作業 2) 充電部が露出している開閉器の操作方法	実技 1Hr	
		学科合計:7Hrs		
		実技合計:1Hr		
		合計:8Hrs		